

# SETOGIWA TIMES

発行所：行政書士塩見事務所 E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)  
大阪市中央区谷町 2-5-4 702号 Tel: 06-6946-9505

## ①面接交渉（面会交流）は権利ですか？

子どもが両親の片方と別れてくらすことになったとき、別居している方の親と定期的に会う機会を設けるのが面会交流です。離婚に限らず離婚に至らない夫婦が別居しているときも含まれます。一般的には「面接交渉権」として知られていますが「権利」と言いながらも法律にきまりはありませんし、別居している親と子どもがお互いの無事や成長を確かめあうという趣旨からは、「権利」ということばになじまないようにも思われます。

1996年法制審議会がまとめて法務省に提出した民法改正案の中には「父母が協議上の離婚をするときは～父又は母との面会及び交流～その他の子の監護について必要な事項は、その協議でこれを定めるものとする」という条文がありますが、改正案は国会で取り上げられることのないまま現在に至っています。

大韓民国民法には「親子お互いの権利」として、中華人民共和国婚姻法には「親の権利」としてそれぞれ面接交渉に関するきまりがあり、中華民国民法は「裁判所は面接交渉の方法及び期間を決定することができる」と定めています。

面会交流は、父母の話し合いによって、別居している親と子どもがいつ・どれぐらいの時間をどのように過ごすのかを決めるのですが、子どもと同居している親が会わせないなどどうしても父母の話し合いがまとまらないときには、家庭裁判所に面会交流調停を申し立てることができます。



家庭裁判所は調停手続の案内で「子どもにとって親と面会交流することが、その子どもの健全な成長を助け子どもの幸せにつながるものとなるよう、子どもの年齢、性別、性格、就学の有無、生活のリズム、生活環境等を踏まえ、子どもに負担がかからないように十分配慮し、その意向も尊重した取決めができるように話し合いを進めます。」と説明しています。

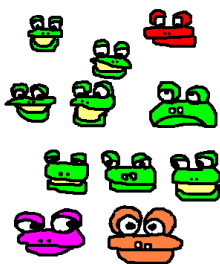
## ① 祖父母の面会交流

離婚前の別居期間中に子どもが父又は母の実家で祖父母と一緒に暮らしていた場合、いざ離婚の際には子どもをどちらが育てるかについて祖父母の影響が大きく、それが夫婦間の子の奪い合いに発展する一因ともなります。また全般的に結婚の時期が遅くなり、結婚したくない人も増えていますので、祖父母にとってたった一人の孫という例もあります。このため、別居している親だけでなく祖父母にも面会交流の機会が必要であると言われていています。フランス民法には「子どもと祖父母との人格的交流」についてきまりがあります。

## ① 親責任はどこに行った？

親の子どもに対する保護が充分であれば、祖父母の出る幕は少ないはずですが。そういう意味では、子どもが必要以上に祖父母になつくのは望ましいことではないとも言えます。「親がなくとも子は育つ」とは自分の都合で子どものことを見放した親本人が言うセリフではありません。親の保護が希薄な中で、それを感じさせずに育った子どもを見て周囲の人たちが思うことです。

子どもと同居する親は、時々会っていいとこどり＝その場限りの親らしさを見せる相手方と子どもを行き来させたくないという思いが強いようです。別居する親の側は「行き来がない」のを理由に養育費を払わないこともあります。養育費を払うことと面会交流は天秤にかけるべきものではありませんが、「養育費は払えないけれども子どもには会いたい」というのはどんなものでしょう？



夫婦が別居していて、普段あまり接する機会のない親と顔を合わせることは子どもの安定した成長を妨げるという意見があります（特に夫婦間の感情が対立しているときなど）。

逆に、子どもはいろんな人間とのふれあいの中で愛情や信頼の大切さを学んで行くものであり、別居する親やその家族との交流は子どもの成長に欠かせないとの意見もあります。

ほかにもできます：相続・遺言/交通事故/告訴・被害届/パスポート手続

E-mail: [info@setogiwa.com](mailto:info@setogiwa.com) Web: [www.setogiwa.com](http://www.setogiwa.com)

子どもに対して知らん顔のできる親は自分のことが大切なのでしょう。子どもに関心のない親が他の人間関係では別人のようになる？…考えられません。